

区分番号	要請番号	区分	優先度	新規・継続	要請先	要請事項	要請理由	備考
F01	1	運航乗務員の勤務	A	継続	本	ICAO Annex6 Chapter9.6 の改定内容の研究を行い、その検討結果を明らかにすること。進捗状況に応じて変更あり	現状の問題点として、長時間勤務、レグ数の多さ、編成数(長距離のシングル編成)、勤務パターンの過密、深夜勤務の多さが挙げられている。これらから過労や疲労回復出来ないままのフライトで安全上問題である。また健康上不安を抱えている乗員が多い。	
F02	1	運航乗務員の養成	A	継続	本	長期的視点に立って国が責任を持って運航乗務員の養成を行うこと。さらに航空会社に対して計画的に乗務員養成を行うよう指導すること。将来の運航乗務員の養成にて当局はその将来像を示すこと	現状と市場規模や大量退職時代に対して運航乗務員の養成数が十分とは言えない。長期的安定養成を指導すること。	
F03	1	運航乗務員に対する処罰	B	継続	本	事故及びインシデントに関わった運航乗務員の処分(特別審査を含む)は行わないこと	事故またはインシデントが違法行為によるものでない限り、行政処分を行うべきではない。	
F03	2	運航乗務員に対する処罰	B	継続	本	事故に関わった乗員に対する不利益な取り扱いを改善すること	事故またはインシデントが違法行為によるものでない限り、行政処分を行うべきではない。	
F04	1	事故調査の取り扱い	B	継続	本	事故調査報告書を行政処分に使用しないこと。またFDR, CVRなどの飛行記録は、行政処分はもとより事故調査以外にしようしないこと	行政処分に事故調査報告書を使用することは、国際民間航空条約第13付属書に規定されているように、その後の事故調査に支障をきたすことになる。2004年の交渉では「事故の概要を知るためだけに報告書を読む。事故に関与した乗員に別途、行政処分のためのインタビューを行っており、事故調査報告書を使って処分を決めていない」と、その認識を改めたことを明言した。今後はこの答弁通り、厳正な区別を望む。	
F05	1	事故調査の取り扱い	B	継続	本	相違通告を撤回すること	国際民間航空条約第13付属書の事故報告書の取り扱いについて相違通告を撤回すること。撤回しないのであれば、当該相違通告を行っている理由を明確に回答すること。	
F06	1	酸素マスクの取り扱い	A	新規	本	「25,000ft以上を飛行する場合において1名の操縦士が操縦席を離れる時の酸素マスクの使用」に関する規定をICAO基準に合わせること	(1) ICAO Annexには「緊急時にすぐに装着出来るよう準備されていること」と記載されており、「装着しなければならない」とは記載されていない。 (2) 欧州、東南アジア、日本を除く東アジアではICAO基準での運用が行われており、日本上空を飛行する大多数の航空機は日本領空を飛行するにも関わらず、日本とは異なった運用が行われている。 (3) 民間旅客機の操縦席に設置されている酸素マスクは緊急用として設置されているため、強度が十分とは言えない。 (4) 常用使用することで故障することが少なからず報告されており、緊急時に故障が発生している場合のリスクがかえって高まっている。(5) 不特定多数の操縦士が使用する一方でマスクの交換がほとんど実施されないため、病気感染のリスクが高い。	